

平成24年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 平成24年9月4日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成24年9月4日 午前9時01分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第6号 専決処分の報告について
 - 報告第7号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 認定第1号 平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 - 議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 議案第41号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について
 - 議案第42号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第43号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第44号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第45号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第46号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第47号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第48号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程第1号

平成24年9月4日（火曜日） 午前9時01分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 3件

(1) 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について

(2) 「保険で良い歯科医療の実現を求める意見書」の採択について

(3) 現金出納検査結果報告（平成24年5月～平成24年7月分）

町長報告 2件

報告第6号 専決処分の報告について

報告第7号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 15件

認定第1号 平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第41号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第4号）について

議案第42号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第43号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第44号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について

議案第45号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第46号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案の審議及び採決 1件

議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高山 由 行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山田 儀 雄
7番 加藤 保 郎	8番 伊崎 公 介	9番 植松 康 祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆 子	12番 佐谷 時 繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 額 額 久 美
教 育 長 丹 羽 一 仁	総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝
民 生 部 長 田 中 康 文	建 設 部 長 奥 村 悟
教育担当参事 安 藤 信 治	企 画 調 整 担 当 参 事 三 輪 康 典
総 務 課 長 寺 本 公 行	企 画 課 長 加 藤 暢 彦
まちづくり課長 須 田 和 男	税 務 課 長 佐 久 間 英 明
住民環境課長 水 野 嘉 博	保 険 長 寿 課 長 山 田 徹
福 祉 課 長 若 尾 要 司	農 林 課 長 植 松 和 徳
上下水道課長 亀 井 孝 年	建 設 課 長 伊 左 次 一 郎
会 計 管 理 者 田 中 秀 典	学 校 教 育 課 長 藤 木 伸 治
生涯学習課長 玉 木 幸 治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議会事務局書記 渡 辺 一 直

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。したがって、平成24年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく申し上げます。

なお、本日、ケーブルテレビ可児より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可いたします。

それでは、招集者 渡邊町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

いつの間にか、夕食を食べていますと虫の鳴き声がよく聞こえるような季節になりました。定例会、長丁場でありますけれど、慎重なる御審議をお願いしたいというふうに思っております。

御嵩町議会第3回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸課題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

スポーツの祭典・ロンドンオリンピックが先月閉幕しました。日本選手団は38個のメダルを獲得し、アテネ大会の37個を上回る史上最多記録となりました。さまざまな競技が時差の関係で日本では深夜に繰り広げられましたが、熱戦の様子はテレビなどを通じて届けられ、遠いロンドンでの日本人選手の活躍により、東日本大震災の被災地の皆様にも元気や勇気を与えられたと思います。

さて、いよいよ今月末より、美しい清流に恵まれたこの岐阜県で、「輝け はばたけ だれもが主役」を合い言葉に、東日本大震災復興支援・ぎふ清流国体並びにぎふ清流大会が開催されます。この国体が、夢と感動を分かち合い、未来をつくる大会であってほしいと願っております。

御嵩町においても、この国体に先立ちまして炬火リレーを実施いたしました。8月2日に可児市から受け取った炬火を、出発地の共和中学校を皮切りに町内小学校等に設けられた15カ所の中継点を經由し、ゴールである顔戸公民館まで約19キロメートルをリレーでつなぎ、八百津

町へ引き継ぐものでありました。炬火トーチとともに、町民の皆様によりつくられたギフトフラッグは総勢132人のランナーとともに町内各地をめぐり、コースの至るところで応援をいただくなど、町民の皆様それぞれにとって思い出深いものになったと感じております。

特に今回注目すべき点は、若手職員のアイデアにより、名鉄広見線活性化の意味も含め、名鉄明智駅から御嵩駅までを電車を活用しながらリレーする区間としたことでもあります。このイベントをさまざまな機会を通じて呼びかけましたところ、議員の皆様を含めた約200名の方々に名鉄電車で御乗車いただき、明智駅、御嵩駅のホームが多くの方々にぎわいを見せました。電車の中での炬火ランナーは身体障害者福祉協会可児郡支部の皆様にご協力をいただき、車椅子の炬火ランナーとして御参加いただいております。

御嵩駅到着後には、御嶽宿さんさん広場で炬火の歓迎セレモニーを行ったところ、ここでも多くの町民の方々の参加をいただきました。この模様は報道でも大きく取り上げられ、県の国体担当者からも、御嵩町での炬火リレーに対する関心の高さや町の取り組みに対し、高い評価をいただいております。

さらに、国体を広く皆さんに知っていただくため、8月4日の「よってりゃあみたけ 夢いろ街道宿場まつり」では、炬火リレーの展示コーナーを設け、国体関連グッズを販売するとともに、リレーに使用したトーチやランナーたちがつないだ炬火、さらにギフトフラッグや「清流こよみぶね」などを展示しております。こうしたイベントによるムードの高まりの中、9月30日には御嵩町で国体のデモンストレーション競技としてマレットゴルフ競技が行われます。この御嵩町での行事を盛り上げていくことで、県民一丸となって取り組むぎふ清流国体並びにぎふ清流大会の成功の一助になることを期待しております。

8月号の広報紙「ほっとみたけ」でも御紹介したところでありますが、「みたけ華ずし」が7月5日から東海北陸自動車道長良川サービスエリアで「みたけ華ずしおもてなし御膳」として商品化され、定食として提供されることとなりました。長い間、御嵩は名産・特産品のないまちと言われてきましたが、みたけ華ずしの会の取り組みが高く評価され、努力が実を結んだ結果だと言えます。この華ずし商品化については御嵩町が行政レベルで特段の働きかけをしていたわけではありませんが、当初より県には高い評価をいただいていたことと、「かも1グランプリ」への参加でサービスエリア運営会社の目にとまったものであります。開発以来、進化し続けたみたけ華ずしの会の皆様にはお祝いを申し上げ、県を初め御協力いただいた皆様方には心からのお礼を申し上げます。

このみたけ華ずしは、あす、名古屋テレビ放送の番組「ドデスカ！」で紹介する予定であり、さらに同日来町予定の古田知事にも試食していただこうと考えております。今後も、みたけ華ずしをさまざまな形でPRするとともに、新たな特産品の掘り起こしをみたけのええもん審査

委員会等を通じて発掘していきたいと考えております。

前沢地区の医療系産業廃棄物処理施設設置計画については、平成22年10月、岐阜県に計画書が出されて以降、地元を初め多くの皆様が懸念や不安を持たれていたことと思いますが、7月31日、株式会社マルエス産業が計画の廃止届を岐阜県に提出したことで、ひとまずこの問題に区切りがつかしました。私としましてはほっとしたという感想を持っておりますが、計画の内容については当初から実験程度の知見しかなく、未熟な施設計画であるとの印象を持っており、取り下げに至ったことは必然であったとの思いもあります。今後、株式会社マルエス産業には当町の産業廃棄物処理施設設置に係る歴史的背景を十分認識いただき、土地及び建物の利用については慎重に検討していただくよう強く希望いたします。

8月29日、内閣府は、南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第2次報告）及び被害想定（第1次報告）についてを発表しました。3月31日に第1次報告として震度分布・津波高の推計結果が取りまとめられ、その中で御嵩町で最大となる震度は6弱でありました。さらに、新たに発表された被害想定として、東海地方が大きく被災する最大のケースでは岐阜県で全壊棟数8,200、死者が約200名となっております。

また、今回の被害想定は主として広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害の想定を行ったものであり、今後、各地方公共団体が個別の地域における防災対策を検討する際には、地域の状況を踏まえたより詳細な検討を行う必要があるとしています。現在、県が県内各市町村の被害想定を作成しておられますが、御承知のように、当町は地下に特別な事案を抱えています。県に対し、一般論ではなく、御嵩町特有の被害想定をしていただけるよう働きかけていきたいと考えています。その上で、現在進めている御嵩町の地域防災計画の見直しに当たっては、こうした最新のデータを踏まえながら計画の整備を進めていきたいと考えております。

一昨日の9月2日、町全体の防災訓練を実施いたしました。東日本大震災、御嵩町における2年連続の豪雨災害発生など、いつ発生しても不思議ではない自然災害に備えるためには、こうした防災訓練の必要性はますます高まっています。

今回の防災訓練は、東海・東南海・南海3連動地震を想定し、議員の皆様、消防署や消防団、町内各自主防災会、婦人団体協議会、安全協議会、管工事組合、日赤奉仕団、その他多くの御参加をいただきました。今までの町職員を中心とした訓練の枠を超え、単なる見ばえのいいセレモニー型訓練ではなく、それぞれの立場で災害時の心構えやなすべきことを再認識する実技・実働型訓練を目的に実施いたしました。大変自虐的ではありますが、悪いところばかりが指摘されるという意味で有意義であったと認識しております。もとより行政マンは政治家とは違い、リーダーシップをとることを得手とする人々の組織ではありません。また、踏襲は得意としますが、新たな試みは得意ではありません。私が自主防災組織の人材の固定化を提唱する

のも、防災アカデミーの開校をしたのも、地域リーダーの育成にはかなりません。少なくとも、みずから手を挙げていただいた方々はリーダーの資質を自覚している人材と認識しているからであります。

行政内部の訓練の中では、ケーブルテレビ可児及びFMラインウェーブの参画により、災害発生を想定した模擬の記者会見を実施いたしました。報道両社とは既に災害時における緊急放送に関する協定を締結しており、緊急時における有効な情報を伝達する媒体として期待しているところであります。実際に災害が発生すれば、記者会見による情報発信を通じ、住民に対し最低限何を伝えるべきか、事前に何を準備しておくべきかが必要であります。訓練では視聴者に有効な情報を伝えるという立場での質問が多数あり、これに対する臨機応変な対応が求められるということで、取材をする側、受ける側、双方のスキルアップが図られたのではないかと考えております。

訓練に先立ち、地域防災の中心的な役割を担っていただく御嵩町防災アカデミーの受講が開始されました。受講者を募集したところ、議員の皆様を含む54名の応募があり、防災意識の高まりを実感しております。

この御嵩町防災アカデミーは、災害発生の初動時に地域の方が行政に頼らず、自助・共助の視点で行動ができるよう、災害に対する正しい知識や技術を習得していただくために開催するもので、8月26日に第1回目の講習会を開催し、11月まで計4回の講習会を予定しております。受講者に対しては最終日に御嵩町が発行する防災リーダー証を交付するとともに、さらに受講者の中で希望された39名の方については、日本防災士機構認定の防災士の資格試験を受験していただき、合格されれば防災士として認定されることとなります。この防災アカデミーの開催を多くし、また継続することにより、近い将来は全ての自治会に町が認定した防災リーダーが複数名配置され、地域の自主防災のかなめとしての行動、役割を期待するものであります。

さらなる防災対策の強化のため、今回提案させていただいた一般会計補正予算で必要な予算を計上させていただいております。災害時に情報を把握し、適切な指示を出すためには、災害対策本部が設置される役場庁舎を地震から守らねばなりません。被災者等への情報伝達、避難物資の配付、水道などライフラインの復旧などを行うためには、庁舎の地震による損傷を最小限に食い止め、膨大な作業を的確かつ早急に行うための司令塔を確保する必要があります。その耐震性を把握し、対応を考えておくことは防災の重要なテーマの一つです。

そこで、今後想定される大地震が発生した場合に備えるため、庁舎の耐震診断等調査を行う費用として162万8,000円を計上しています。この調査でまずは耐震診断を行い、現状の建物が大地震に耐えられるものかどうかの判断を行います。調査の結果、耐震工事が必要であれば、非常電源設備の設置とあわせて耐震工事を来年度以降に実施する計画であります。この事業を

実施する場合、その財源は地方交付税で元利償還金の70%が措置される緊急防災・減災事業債を活用しようと考えております。

次に、防災施設整備工事費として126万5,000円を計上しています。避難所において、避難者に対し、被害状況などの災害情報を伝達することは大変重要と考えています。避難所となる各小・中学校の体育館において、災害対策本部から直接の情報伝達ツールである防災行政無線戸別受信機の役割は大きく、確実に受信できるような配慮が必要ですが、調査の結果、一部の体育館で受信状況が不良であることが判明いたしました。こうした状況を解消するため、アンテナ配線工事を実施するとともに、体育館内でケーブルテレビ可児の放送を視聴することが可能となるよう、ケーブルテレビの引き込み工事も実施したいと考えております。なお、テレビにつきましては、現在、教材用のテレビが各学校に配置済みですので、災害時にはそのテレビを体育館に持ち込んで対応していただくことを想定しております。

御嵩町ではさまざまな防災施策を通じ、行政だけでなく、地域住民の防災力を高め、災害に強い御嵩町を実現していきたいと考えております。

平成22年10月20日に比衣・顔戸地内で発生しました亜炭鉱廃坑大規模陥没の復旧状況について御報告をさせていただきます。

本被害の復旧については、発災直後から5世帯の住民の皆様へ避難していただき、御迷惑をおかけしておりましたが、家屋等の復旧工事が完了し、現在は4世帯が新しい住居に戻られ、残すところ、平成19年9月に隣接する土地で被害に遭われた1世帯を含む2世帯の方々に復旧工事の完了をお待ちいただいている状況であります。発災から2年が経過するこの秋には復旧が全て完了する見込みとなっております。

今回の被害は御嵩町が過去に経験したことのない大規模なものであったため、復旧計画の作成については想定外の時間を要するとともに、個人財産を公共工事で復旧するという特殊性からさまざまな課題がありましたが、古田知事を初めとする国・県等の特定鉱害関係機関の皆様への御指導と、被害者ほか関係者の皆様への御理解、御協力のもと、事業完了にたどり着くことができました。関係する皆様方には厚くお礼を申し上げます。

一方、組合立の共和中学校における亜炭廃坑の予防充填事業につきましては、7月25日に契約を完了し、現在はボーリングを実施中であり、その後順次、充填工事を開始し、2月末の工期までに完了する見通しであります。

復旧工事の実施、基金の確保など現在の問題と、亜炭廃坑の予防対策に関する将来の問題を整理し、住民不安の解消に向け、どのような施策が有効であるか、今後の戦略を考えていきたいと思っております。

名鉄広見線対策につきましては、今年度が活性計画の最終年度であります。5月15日に名鉄

の横井専務から「応分の負担をいただいた上の支援」という御発言があり、その後、名鉄広見線活性化協議会を7月23日と8月29日に開催しております。この協議会の中で可児市長からは、「地方の切り捨てが進む現実の中で、地域の公共交通が弱点になり、高齢化を迎え非常に大きな問題になっている。地域として路線を支えようとしている市町村に対し、国や県がどうしていくのかをぜひ検討していただきたい。可児市としても御嵩・犬山間は非常に大事な路線であると考えており、その中で新可児・御嵩間を切り捨てるというようなことは全く考えていない。全線の中で議論を進めていただきたい」という御発言もございました。現在は存続に向けて事務レベルでの協議をしており、10月をめどに来年度からの方向を導き出したいと考えております。

さて、乗客数の増加のためには東濃高校の生徒数の確保が重要であります。この取り組みに関し、喜ばしいニュースがありました。昨年、アラブ首長国連邦アブダビで開催されたワールド・ロボット・オリンピックの国際大会に出場し、ベスト16に入賞された東濃高校ロボコン部が、今年度も東海地区予選を1位と4位で通過し、9月23日に開催される全国大会に駒を進めることとなりました。

東濃高校とは、さまざまな分野で協力しながら、まちづくりを進めていくため、6月30日に協働・連携に関する協定を締結するとともに、この協定・締結を記念して、中山道みたけ館において企画展「東濃高校歴史館」及び「東濃高校ロボコン部 世界大会へのあゆみ」を開催しました。さらに8月18日には、東濃高校のロボコン部員の協力のもと、町と中部大学が連携し、小学生を対象に、ロボットについて楽しく学べる講座「みたけロボットジュニアセミナー」を開催いたしました。こうした取り組みが東濃高校の学校としての付加価値となり、長期的に生徒数を確保するための魅力ある学校づくり、ひいては名鉄広見線の乗客数の確保につながっていけばと期待しております。

名鉄広見線の活性化については、乗客の確保のため、今後もさまざまな角度で取り組みを展開するとともに、今後の存続に向けた名鉄への負担については慎重かつ重大な決断をしなければならぬと考えております。

平成23年度一般会計決算については、22年度7・15豪雨災害の復旧も完了していない状態で発生した9・20豪雨災害への対応、また長きにわたって土地開発基金で保有してきました土地の一般会計での買い戻しなどにより、前年度との決算比の悪化を懸念しておりましたが、1億8,738万4,804円の実質収支額を御報告できることに安堵しております。

急速な少子・高齢化の進行や、景気の低迷による経済情勢の変化などにより、我が国における年金や医療、介護、子育て等の福祉財政、いわゆる社会保障給付費を取り巻く環境はさらに厳しくなっております。

政府は、社会保障と税の一体改革を目指すため、一体改革の全体像や実施時期などを示した社会保障・税一体改革大綱等に沿って、順次、国会に関連法案を提出しております。衆参両院の社会保障と税の一体改革に関する特別委員会で審議された関係8法案については、先般、可決・成立しましたが、今後も法律や閣議決定した工程表等に基づき、一体改革を進める予定です。

今後の社会保障制度のあり方については、有識者らによる社会保障制度改革国民会議を設置し検討し、その結論を踏まえ、向こう1年以内に法整備を行うこととしています。しかし、市町村国民健康保険の広域化や後期高齢者医療制度の見直しに向けての動向など、将来の大きな課題が山積しており、先行き不透明な状況は少しも変わっていないと言えます。

ここで、御嵩町における社会保障に関する一部の指標となる各種保険制度関係の特別会計の平成23年度の決算データが確定しましたので、御報告申し上げます。

まず国民健康保険の医療費であります。保険給付費が14億451万円であり、前年度と比較し9,792万円増加し、7.5%伸びております。これは国保全体の加入者数が減少しつつある反面、被保険者の高齢化に伴う入院医療費の増大が大きな要因であると見受けられます。また、後期高齢者医療特別会計では、歳出総額が1億6,192万円であり、前年度と比較し2.5%の増加、ちなみに岐阜県後期高齢者医療保険広域連合における特別会計での歳出決算合計額は2,015億5,248万円であり、前年度より75億5,595万円の増加、3.9%の伸びです。さらに、介護保険特別会計では、各種介護サービスに係る全体の経費として保険給付費が11億8,502万円と、前年度と比較し5,703万円増加し、5.1%伸びております。この増加傾向は今後もしばらくは続くであろうと思われまます。

御嵩町では、こうした決算の状況を御理解いただきながら、厳しい財政運営に対応するため、関係する被保険者の皆様に応分の負担をいただくよう、今年度から最小限の範囲での保険税、保険料の値上げをお願いいたしました。しかし、一番の方策は医療や介護に係る費用をいかに安く抑えるかが重要であると思えます。そのためには、ジェネリック医薬品の使用促進や、町民の一人一人がみずからの健康増進や介護予防に心がけることで、病気や寝たきりになることのないよう、皆様が健康寿命を少しでも延ばせるような仕組みを推進していきたいと考えております。

公共サービスの費用調達という意味において税は重要な歳入であり、欠くことのできないものであります。町民の皆様のはほとんどは税を納期限内にきちんと納税していただいております。税の公平性の観点からも、納税する能力があるのに納税しない一部の悪質な滞納者に対しては、法令等に即し、毅然とした姿勢で滞納税等の解消を進めることが必要であります。

今回の定例会におきまして平成23年度の決算認定を上程し、町税等の状況について御説明を

いたしますが、ここで新たな収納体制の取り組みについて御報告申し上げます。

平成23年度に半年の期間で、町県民税滞納の解消及び職員の徴収能力の向上を目的に、税務課の職員1人を県税事務所へ派遣しました。県はその方針として「攻めの徴収」で滞納処分等を実施しているため、派遣期間中は県税職員とともに町県民税等の滞納処分に従事することで、県の収納方法を肌で感じるとともに、目標を上回る滞納金解消の成果を上げる結果となりました。こうして持ち帰った県税徴収のノウハウを復帰後の町での職務に反映させることにより、期待された町税収納率の向上に結びつけることができました。

その結果、平成23年度一般会計の決算における町税等の収納率は多くの税目で前年度に比べて向上しており、町税全体の収納率は前年度の92.4%から93.3%へ、また特に町民税個人分の滞納繰越金に係る収納率は前年度の19.6%から37.1%へと、ほぼ倍増させております。

県の徴収ノウハウは、町税だけでなく、従来から取り組んでいる部署を超えた徴収技術の向上や、さらに収納の連携や協力体制の強化にも役立っています。このため、今年度も引き続き、徴収体制強化のための人づくりを目的として、職員1人を7月から半年間派遣しております。

一方、納税の利便性向上の観点から、コンビニエンスストアでの収納取り扱いを始めています。平成22年度に軽自動車税、上下水道料金を、23年度には町県民税、固定資産税を、24年度からは国民健康保険税、町営住宅家賃と、順次取り扱いを拡大してまいりました。収納率の向上のため、あらゆる施策を実施し、財源の確保に努めたいと考えております。

最後になりましたが、今回議案として提出いたします案件について若干述べさせていただきます。

今回上程しております人事案件についてであります。

平成19年より人権擁護委員として法務大臣の委嘱を受け、当地域における人権啓発や相談に熱心に取り組んでいただいております伊左治彪委員が、本年12月31日に2期目の任期満了を迎えられます。現在、非常に熱心に人権擁護委員として相談対応、啓発活動などの活躍を展開しておられ、さらに任期満了後も継続して委員の重職に当たっていただくとの御意思も固めておられますので、候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。識見も高く、人権擁護に理解があり、人権擁護委員として活動いただくにふさわしい方であると考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告、さらに今回議案として提出いたします案件について御説明申し上げます。

昨年は実施しませんでした町政報告会を、今年度は町政懇談会としてこの秋にも行うよう準備を進めております。今回は、説明よりも、参加していただいた皆様の意見を聞く時間に重点を置き、時間が許されれば、意見のキャッチボールができればと考えております。多くの皆様

に御参加いただき、町に対する建設的な意見をお聞かせいただける場になればと期待しております。

今回提案いたしますのは、平成23年度の決算認定など6件、人事案件1件、一般会計補正予算案など予算関係5件、条例関係3件、都合15件であります。後ほど担当から詳細についての説明をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。引き続き皆様の御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 加藤保郎君、8番 伊崎公介君の2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月20日の議会運営委員会において、本日より9月21日までの18日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より21日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いします。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづり（ピンク色）をごらんください。

「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について、「保険で良い歯科医料の実現を求める意見書」の採択について、平成24年5月分から平成24年7月分の現金出納検査結果報告、以上3件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

なお、意見書等のうち、「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択については、8月23日に開催されました総務建設産業常任委員会協議会、「保険で良い歯科医料の実現を求める意見書」の採択につきましては、8月21日に開催されました民生文教常任委員会協議会でそれぞれ協議され、議長報告との決定となりました。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第6号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

それでは、報告第6号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

皆様方のお手元の赤のインデックス、諸般の報告つづり1ページをお開きいただけますでしょうか。

車両事故による損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成24年7月26日付で専決処分を行いましたので、その報告を行います。

事故の発生日時でございます。平成24年6月19日火曜日午後9時ごろ、事故の発生場所は美濃加茂市牧野2519番地1東、県道64号線川合大橋北交差点でございます。損害賠償の相手でございますが、御嵩町御嵩1150番地1、武知加奈さんでございます。

事故の概要ですが、事故当日でございますけれども、精神に突然障害を発症した町内在住の方を一時受け入れ先となった美濃加茂市のぞみの丘ホスピタルへ移送するに当たり、家族運転の車両から少し離れ、被害車両を間に挟み、後方にて随行走行をしていた際、川合大橋北交差点で信号が赤に変わったため、停車の措置を講じたものの、当日雨天であったこともあり、足元がぬれていたためブレーキから足が滑り、ブレーキ解除の状態になり、前方に停車しておりました被害車両に追突、破損させたものであります。

損害賠償の額は29万1,066円であります。なお、この損害賠償につきましては、町で加入しております財団法人全国自治協会の保険により給付されることになっております。

事故直後より、安全運転への注意を職員に促してまいりました。今後も改めて職員に対し、事故防止に向け、安全運転の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

報告第7号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、赤のインデックスが張っております諸般の報告つづり2ページをお願いいたします。

報告第7号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、去る8月6日、監査委員の審査に付し、その意見をつけて今回9月定例会に報告するものであります。

3ページに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率、さらに公営企業における資金不足比率を一覧表にまとめてあります。監査委員の意見書は4ページから7ページに載せていますが、いずれも適正に作成されているものとの意見をいただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、それぞれの比率の算定結果を説明させていただきますので、資料つづりの16ページをお開きください。

まず実質赤字比率は、一般会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。平成23年度一般会計決算の実質収支は1億8,738万4,000円の黒字であり、該当なしであります。

次に連結実質赤字比率は、一般会計のみならず、特別会計、企業会計を含む全ての会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であり、連結実質収支も8億8,083万8,000円の黒字のため、この比率についても該当いたしません。

17ページを開いていただき、実質公債費比率の算出経過を説明させていただきます。

実質公債費比率は、一般会計などが負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。中段の右端に掲載していますとおり、平成21年度から平成24年度の3カ年の平均で12.9%であり、早期健全化基準である25%を下回っています。昨年報告しました平成22年度の比率は13.4%であり、0.5ポイント改善されています。これは、元利償還金が平成21年度から平成23年度にかけて毎年減ってきたことが大きな要因となっております。

18ページをお願いいたします。

将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき借金残高などの実質的な債務が標準財政規模に占める割合であります。算出経過を掲載していますが、右下の欄にあるとおり、平成23年

度の比率は75.2%で、早期健全化基準の350%を大きく下回っています。

なお、平成22年度の87.8%より12.6ポイント低くなっています。これは、一般会計の地方債現在高は若干ふえたものの、水道事業会計、下水道特別会計、さらに可茂衛生施設利用組合などの一部事務組合に係る地方債の償還に充てるため、一般会計からの繰り入れ見込み額、または負担見込み額が減少したことが大きな要因となっています。

最後に、公営企業における資金不足比率の説明をいたしますので、16ページにお戻りください。

公営企業には、必要な費用を自身の料金収入などによって賄う、いわゆる独立採算性の原則があります。公営企業会計の赤字や借金が膨らみ一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支を事前にチェックするため、資金不足比率が定められています。平成23年度水道事業会計は5億3,805万3,000円、下水道特別会計は3,645万5,000円と、それぞれ剰余額を計上しており、ともに資金不足は発生していませんので、該当いたしません。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、5つの比率の説明をさせていただきました。法の目的にもありますように、財政の健全性を維持するため、毎年、比率を算定し、その結果を議会に報告し、かつ住民へ公表するものであります。今回、早期健全化基準に該当しないから御嵩町の財政は大丈夫といった安易な考えを持つことなく、今後も財政の健全化に努めてまいります。

以上で平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わらせていただきます。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました認定第1号から認定第6号まで、議案第40号から議案第48号までの15件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件15件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

これより決算認定関係に入ります。

認定第1号 平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

それでは、認定第1号 平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算の認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付さなければならないこととなっております。

平成23年度決算は、この後、各常任委員会へ付託される予定ですので、私からの説明は決算全体の概略説明とさせていただきます。

まず決算書の1ページをお願いいたします。1ページから14ページまでが一般会計における歳入歳出決算書であり、款項レベルで決算額が表示されております。15ページからがその事項別明細書となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

次にページを飛びますが、111ページをお願いいたします。実質収支に関する調書であり、歳入総額が69億7,469万9,088円、歳出総額が66億5,864万6,749円、歳入歳出差し引き額が3億1,605万2,339円であります。このうち翌年度繰越財源である繰越明許費繰越額が1億2,866万7,535円でありますので、差し引き実質収支額は1億8,738万4,804円となりました。

次に、199ページから208ページまでが財産に関する調書であります。公有財産など1年間の推移が記されております。これについても後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、別冊で、表紙が黄色の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書をお願いいたします。

1から2ページは、一般関係及び特別会計の特徴点などを文章で簡潔にまとめています。

それでは5ページ、6ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表で、歳入がここにまとめてあります。歳入決算額は、収入済み額（C）欄の歳入合計欄に表示してあり、総額69億7,469万9,088円です。前年度と比較しますと1億5,972万91円、2.2%の減となりました。

それでは、平成22年度決算と比較し、増減額が大きいものを中心に款ごとに説明していきます。

款01町税は、固定資産税償却資産分が減額するものの、企業の業績回復による町民税法人分の増額などが要因となり、1,796万2,090円の増額となっております。

款10地方交付税についても6,506万5,000円増額しています。歳入決算における町税及び地方交付税の構成比は55.4%を占め、平成22年度の53%からその比率が上がっています。

款12分担金及び負担金は1億1,751万6,690円増額しています。これは特定鉱害復旧費負担金などによる増であります。

款14国庫支出金は、地域活性化公共投資臨時交付金削減により7,699万1,676円の減額。

款15県支出金は、電源立地地域対策交付金減による7,800万8,470円の減額となっています。

款16財産収入は、町有土地売り払い収入が減ったことなどにより2,849万7,216円の減額となりました。

款18繰入金は、減債基金へ繰り戻すための国民健康保険特別会計からの繰入金が減ったことによる1億4,363万2,365円の減額であります。

款21町債は2,640万円の減額であります。これは臨時財政対策債減によるものです。

6ページ左端の収入未済額欄の合計額は1億7,229万7,812円となり、平成22年度対比で2,254万7,476円の減額となっています。

次に7ページ、8ページ掲載の歳出決算について御説明いたします。

支出済み額（B）欄の合計にありますように、一般会計歳出総額は66億5,864万6,749円、対前年度比較2億7,658万5,595円、4.0%の減となりました。

それでは、歳出につきましても、平成22年度決算と比較し、増額額が大きいものを中心に款ごとに説明を行います。

款01総務費は、財政調整基金積立金減などにより3億4,194万435円の減額となりました。

款04衛生費も2,988万7,129円減額であります。可茂衛生施設利用組合負担金の減などが要因であります。

款06農林水産業費は、木下頭首工整備補修工事減などによる2,167万702円の減額。

款08土木費も、土地購入費減などにより5,326万1,226円の減額です。

款10教育費は、中山道みたけ館空調設備等設置工事などにより2,469万3,645円増額となっています。

款11災害復旧費は、西之野・雨田地区の特定鉦害復旧事業、さらに昨年の9・20豪雨災害復旧費により2億6,592万4,113円の大幅な増額となりました。

款12公債費は、平成22年度において繰り上げ償還を行いましたので9,961万6,791円の減額であり、また款13諸支出金は2,437万2,118円の減額となりました。これは平成22年度に土地開発基金所有の旧名鉄八百津線鉄道敷を買い戻したことが要因であります。

歳出額の上位は民生費、総務費、土木費の順で、この3つで全体の59.4%を占めております。また、翌年度繰越額（C）欄は合計で4億2,452万8,535円となっており、災害復旧費を筆頭に、土木費、消防費及び教育費において23事業を平成24年度へ繰り越しをしています。

次に21、22ページをお願いいたします。

一般会計における町税等収納状況表であります。税目ごとにそれぞれ調定額、収入済み額、収入未済額が記載されていますので、個々の内容につきましてもお目通しをいただきたいと思

います。

次に25ページをお願いします。この25ページから30ページにかけて節別執行状況表を掲載しております。一般会計決算における節レベルでの上位は、負担金補助及び交付金、扶助費、繰出金の順となっています。

続きまして、31ページから36ページは人件費等明細表です。予算科目ごとに職員数、人件費及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄には、それぞれの報酬支払いの内訳が記載してあります。これについてもお目通しをお願いいたします。

37、38ページは、過去10年間の歳出決算額の推移が載せてあります。一般会計の対前年度伸び率を見ていただきますと、平成18年度から平成22年度決算まで毎年度増加をしてきましたが、平成23年度決算は、平成17年度決算以来、伸び率がマイナスとなっております。

次に39ページは、地方債現在高の一覧であります。事業区分ごとに残高の推移が載せてあります。一般会計の平成23年度末残高は44億1,302万5,000円となり、平成22年度より707万7,000円増額しています。下水道特別会計の残高は65億5,030万4,000円であり、こちらは1億8,523万7,000円減額しています。

次に41ページをお願いいたします。

地方自治法第241条第5項の規定により、特定目的のため設置された定額運用基金の平成23年度における運用状況の報告であります。

まず1の土地開発基金の運用状況を説明いたします。土地については、全筆、一般会計で買い戻しをしていますので、23年度末における土地の保有はありません。現金に関しては、御嵩町基金条例に基づく2億円の定額をもって年度末残高としています。

2の国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用に関しましても、運用益による微増であり、年度末残高は、現金及び貸付金合わせて346万3,000円となっています。

最後に、別冊で水色の表紙のつづりは、主要な施策の成果に関する説明書であります。1年間の予算執行状況がわかるように係単位でまとめてあります。ページが多く大変かと思いますが、委員会前などにお目通しをいただければと思っております。

最後に、決算審査各常任委員会協議会審議において平成23年度決算について各種御指摘を受けております。これらの御指摘も含めて、これからの御審議をよろしくをお願いいたします。

以上で平成23年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

議長（谷口鈴男君）

認定第2号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上3件を朗読を省略し、説明を

求めます。

保険長寿課長 山田徹君。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、認定第2号、第3号、第4号について御説明いたします。

概略を御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、認定第2号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から御説明いたします。

最初に国保の運営状況から御説明させていただきますが、ここで資料の訂正についてお許しをお願いしたいと思います。大変恐れ入りますが、水色表紙の主要な施策の成果に関する説明書、これの63ページをお願いいたします。一番下の表に年度末の世帯数と被保険者数がございしますが、世帯数の欄について、平成23年度が「2,893世帯」となっておりますが、正確には「2,839世帯」でございます。大変申しわけございませんが、御訂正をお願いいたします。

なお、被保険者数は5,193人となっております、前年度に比べ、世帯数は若干増加していますが、全体の人数は逆にマイナス59人と減少傾向となっております。

それでは、決算状況としまして、決算書の中ほど140ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額が20億5,983万7,832円、歳出総額が19億5,727万4,380円となり、差し引き額1億256万3,452円であります。

次に財産に関する調書ですが、決算書の205ページをお願いいたします。⑨の国民健康保険基金につきまして前年度末現在高9,669万8,000円となっておりますが、平成22、23年度国保会計において取り崩しと積み立てを行い、年度末決算額は22万2,000円となっております。

それでは、決算について御説明しますので、一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、黄色表紙になりますが、この説明書の9ページをお願いいたします。

国保特別会計の総括表をお願いいたします。

まず歳入の1番目、国民健康保険税ですが、収入済み額が4億8,956万679円となり、歳入全体の23.8%を占めており、対前年度1,048万9円の増額となりました。

また、この収納状況につきましては、同じく説明書23ページをお願いいたします。一番上の欄が国保税の部分ですが、収納率は、現年度分、医療、介護、後期高齢者とありますが、この3つを合わせ91.3%となり、さらに過年度と合わせると72.0%でした。平成22年度と比較しますと、現年度分では0.4ポイントの減ですが、合計では0.5ポイントの増となっております。

申しわけございません、9ページにお戻りください。

保険税の不納欠損についてですが、751万8,350円、平成15年度から17年度までの合計で96件を不納欠損処分としました。この結果、収入未済額は1億8,249万3,477円となりましたが、今

後も滞納整理の強化や強制処分など、被保険者間の公平を保ち、財源の確保に努めてまいります。

続きまして、款03国庫支出金が4億2,836万4,972円で、全体の20.8%となっています。主なものは療養給付費負担金や国庫財政調整金ですが、前年度に比べ、前期高齢者交付金の平成20年度精算額交付による調整の影響がなくなったため、2億1,079万6,669円、96.9%の増となりました。

款05前期高齢者交付金について5億2,407万9,390円で、全体の25.4%、対前年度2億5,502万9,321円の減となりましたが、その内訳は、現年度分が約4億5,100万円、過年度精算分が約7,300万円と、前述しました平成20年度精算がなくなりまして落ちつきつつあるためです。

また、款09の繰入金1億4,411万719円は、前年度に比べて1億3,714万4,281円の減となっていますが、一般会計からの特別繰入金1億円と、基金取り崩しによる繰入金が減っているためです。

次に11ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

款02の保険給付費は14億451万5,278円で、歳出全体の71.8%です。被保険者の高齢化による医療受診件数の増加、医療技術の高度化などから、対前年度9,792万7,196円、7.5%の増と、ここ数年は毎年1億円近い伸びとなっております。

また、款03の後期高齢者支援金、款06の介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金を通じて関係する保険制度への国保被保険者分を負担するものでありますが、社会保障費の全般的な増大から、それぞれ対前年度17.5%、21.7%の大きな伸びとなっております。

さらに、款10の諸支出金について対前年度2億3,733万8,514円の減となっていますが、前期高齢者交付金歳入欠損金に係る返還のための繰出金がなくなっているためです。

歳出合計全体での執行率は97.1%となりました。

主なもののみ説明をしましたが、資料もほかにたくさんございますので、お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

次に、認定第3号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

御存じのとおり、後期高齢者医療制度につきましては岐阜県の広域連合で運営されており、市町村では保険料の徴収と保険証の引き渡し、各種届け出や申請のための窓口を行っております。御嵩町の加入被保険者数は2,444人、前年と比べてプラス17人の増加となっております。

それでは、決算状況としまして、決算書の153ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

平成23年度の歳入総額は1億6,763万421円、歳出総額は1億6,192万7,492円で、差し引き570万2,929円が平成24年度への繰り越しとなりました。

それでは、決算の詳細について説明いたしますので、再び黄色表紙の決算に関する説明書の13ページをお願いいたします。

まず総括表の上段、歳入でございますが、初めに保険料は、収入済み額1億1,315万8,400円、不納欠損額41万1,300円、収入未済額は157万5,100円で、収納率は98.3%、歳入全体の67.5%を占めております。収納率は、現年度分のみで99.3%です。

また、款04の繰入金は、事務費、保険基盤安定、保健事業費に係る一般会計からのものを合わせまして収入済み額4,263万1,000円、全体の25.4%です。

次に、同じページの下段でございます歳出にまいります。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金の支出済み額1億5,247万7,258円は、広域連合への保険料や基盤安定負担金などで全体の94.2%と、合計のほとんどを占めております。歳出全体の執行率は94.4%となっております。

主なもののみ説明をしましたが、ほかの資料も含めましてお目通しのほどよろしく願いいたします。

最後に、認定第4号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

この決算についても概略のみを説明しますので、よろしく願いいたします。

介護保険会計は、保険事業勘定とサービス事業勘定に分けて執行しております。

初めに、平成23年度の状況を説明いたします。

保険料賦課時点での第1号被保険者数は4,666人で、昨年より38人増加しております。また、年度末での要支援・要介護認定者は816人で、昨年と比較しまして94人と急増しておりまして、65歳以上高齢者に占める認定率は15.6%から17.4%へと高まっております。

それでは、保険事業勘定の決算状況としまして、決算書の174ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額が12億6,894万42円、歳出総額が12億5,826万626円となり、差し引き1,067万9,416円が平成24年度への繰り越しとなりました。

次に財産に関する調書ですが、205ページをお願いいたします。⑪の介護給付費準備基金につきまして、サービス給付費増大への対応や今年度から始まりました第5期事業期間での保険料を見込むに当たりまして約2,300万円の取り崩しを行い、決算残高は3,752万3,000円となっております。

それでは、決算について説明しますので、黄色表紙の決算に関する説明書15ページをお願いいたします。

歳入の初め、保険料ですが、収入済み額 2 億 3,595 万 9,750 円、不納欠損額 171 万 3,150 円、収入未済額 469 万 2,494 円となっており、収納率につきましては、特別徴収分と普通徴収分の現年度分が 99%、過年度分を合わせました全体の収納率は 97.4%と、昨年度に比較して 0.4ポイント上昇しております。

款 03 の国庫支出金 2 億 7,881 万 9,897 円は、介護給付費の居宅分 20%、施設分 15%と調整交付金 5%相当の負担分です。

款 04 の支払基金交付金 3 億 5,675 万 6,720 円は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者保険料としまして介護給付費の 30%の負担分でございます。

款 05 の県支出金 1 億 7,954 万 6,870 円は、介護給付費の居宅分 12.5%、施設分 17.5%の負担分です。

款 06 の繰入金 2 億 1,146 万 9,789 円は、介護給付費の 12.5%と事務経費分などです。

歳入合計では対前年度 4,620 万 7,879 円、3.8%の増となっております。

次に、歳出について説明いたします。

款 02 の保険給付費は 11 億 8,502 万 5,028 円で、歳出全体の 94.2%、対前年度比 5,703 万 9,294 円、5.1%の増となっております。介護サービスの利用者は延べ件数で合計 1 万 9,908 件と、前年度より 871 件、4.6%増加しております。

款 05 の地域支援事業費 3,832 万 4,540 円についての内訳ですが、各種の介護予防事業に 948 万 5,000 円、高齢者の生活サポート、支援サービスなど包括的支援事業に 2,884 万 9,540 円を支出しております。

歳出合計の執行率は 98.4%です。

続きまして、サービス事業勘定について御説明いたします。

17 ページをお願いいたします。

ここでは、介護認定者のうち、要支援 1 及び要支援 2 の方の介護相談や予防プランを作成する事業の勘定区分となっております。

款 01 のサービス収入 436 万 6,640 円は、介護予防プラン作成 1,022 件分でございます。前年度より 102 件増加しております。

次に歳出ですが、款 02 事業費 100 万 4,197 円は、予防プラン作成を介護支援事業者へ一部委託している分なのですが、委託件数は 74 件と前年度より 119 件減っております。

款 03 諸支出金 355 万 8,323 円は、保険事業勘定へ繰り出しして地域支援事業費に充てております。

歳入歳出合計とも同額の 456 万 2,520 円でありまして、実質収支についてはゼロ円となりました。

主なもののみ説明をしましたが、他の資料もありますので、お目通しのほどよろしくお願ひします。

以上で認定第2号、第3号、第4号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（谷口鈴男君）

認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは私のほうから、認定第5号及び6号について御説明をさせていただきます。

なお、2件とも、この後、常任委員会へ付託されることになっておりますので、概略を説明させていただきます。よろしくお願ひします。

最初に、認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを御説明いたします。

下水の状況から説明させていただきますと、平成23年度末で処理区域面積は534ヘクタール、前年度より15ヘクタールの増、処理区域内水洗化世帯数は3,645戸で105戸の増となっております。

それでは、決算書の184ページのほうをお願ひします。決算書の184ページから黄色の表紙の決算事項別明細書がございまして、197ページまでが決算書となっております。後ほどお目通しをしていただきまして、198ページをお願ひします。

平成23年度御嵩町実質収支に関する調書ということで、下水道特別会計でございまして、歳入総額が8億9,740万7,230円、歳出総額が8億6,095万2,392円、差し引き額が3,645万4,838円となりました。翌年度へ繰り越しすべき財源はございませんので、同額が実質収支額となります。

次に205ページをお願ひします。

基金でございまして、区分のところの⑩下水道基金でございまして、御嵩町下水道基金として1,505万1,000円の残高となっております。平成23年度に1,500万円の積み立てを行いました。

続きまして、別冊の黄色の表紙の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書をお願ひします。こちらのほうの19、20ページが下水道特別会計の総括表でございまして、こちらのほうの歳入の主なものから説明をさせていただきます。

(C)の収入済み額、右側の対前年度増減額、その理由から説明をさせていただきます。

款01の分担金及び負担金は、受益者負担金で、収入済み額1,752万5,600円です。賦課面積の

減により対前年度比715万8,100円の減額です。

款02の使用料及び手数料は、主に下水道使用料で、収入済み額1億8,112万907円です。下水の接続戸数の増により対前年度比266万1,963円の増額です。

款03の国庫支出金は、下水道整備に伴う国の補助金で5,800万円、22年度繰り越し事業等により2,939万円の増額となっています。

1行飛びまして、款05の繰入金は、一般会計から4億5,554万3,283円を繰り入れました。公債費の減等により1,131万9,717円の減額となっています。

款06の繰越金は4,594万5,079円で、入札差金等により2,485万4,378円の増額となっています。

1行飛びまして、款08町債は、下水道事業債で1億1,070万円を借り入れました。こちらも事業の繰り越し等により4,170万円の増額となっています。これに伴い、平成23年度末の起債残高は65億5,030万4,000円となりました。明細につきましてはこの説明書の39ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをよろしく申し上げます。

以上の歳入合計は8億9,740万7,230円で、対前年度比で7,520万205円の増額となりました。

次に、歳出の主なものについて、Bの収入済み額、対前年度増減額、その理由から説明をさせていただきます。

款01の水道事業費は、支出済み額3億9,040万9,109円で、事業繰り越し等により対前年度比8,100万9,980円の増額となっています。

款02の基金積立金は1,500万円で、今後の不明水対策費に充てるため皆増となっています。

款03の公債費は、起債の償還金で、元金及び利息の償還を合わせまして4億5,554万3,283円を償還いたしました。繰り上げ償還の減等により1,131万9,534円の減額となりました。

以上の歳出総額は8億6,095万2,392円と、8,469万446円の増額となりました。

以上で認定第5号 平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算の報告を終えさせていただきます。

引き続きまして、別冊の平成23年度御嵩町水道事業会計の決算書をお願いします。

それでは、御嵩町水道事業会計決算書の14ページをお願いします。

認定第6号 平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明いたします。

今年度より、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公営企業法第32条が改正され、毎事業年度生じた利益の処分は議会の議決を経て行わなければならないと改正されました。利益の処分の議決及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、決算の認定を議会に付するものでございます。

それでは、先ほどの13、14ページの13ページの業務のところから説明をさせていただきます。

3の業務、(1)の業務量でございます。番号1の年度末給水人口は1万9,207人で、前年度より231人の増加となりました。2の年度末給水件数は6,285件で、前年度より31件の増加となりました。続きまして、6の年間総配水量は209万2,002立方メートルで、前年度より2万4,295立方メートルの減少となりました。これに係る7の年間有収水量は194万4,991立方メートルで、前年度より2万9,081立方メートルの増加でした。これにより8の年間有収率は92.97%で、前年度より2.44ポイントの増加となりました。

それでは、決算書の1ページのほうに戻っていただきたいと思います。水道事業決算書の1ページのほうでお願いします。

区分、決算額、前年度比較等について説明をいたします。

初めに、1の収益的収入及び支出を御説明いたします。

収入です。第1款水道事業収益の決算額は4億7,506万6,863円で、対前年度比では0.6%の増収となりました。このうち、第1項営業収益は4億5,680万6,815円で、主な収入は水道使用料の4億4,623万5,958円でした。第2項営業外収益は1,826万48円で、この主な収入は他会計補助金の1,300万円です。第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出です。第1款水道事業費用の決算額は4億4,903万3,528円で、前年度比では1.8%の支出増となりました。このうち、第1項の営業費用は4億2,761万1,640円で、主な支出は、県水受水費の2億2,777万4,104円に続き、減価償却費の1億180万9,997円などとなっております。前年度比では1.6%の支出増となりました。第2項の営業外費用は2,140万7,688円で、主な支出は企業債の支払い利息でした。第3項の特別損失は1万4,200円で、督促手数料の過年度還付金です。第4項の予備費の支出はございませんでした。

次の3ページをお願いします。

こちらのほうが2の資本的収入及び支出でございます。

収入から御説明いたします。第1款資本的収入の決算額は4,596万2,418円となり、前年度比では57.8%の増収となりました。この内訳は、第2項の出資金として1,505万9,100円は一般会計からの上之郷未普及地域解消事業分です。皆増です。第3項の負担金として2,086万5,318円は、新規加入負担金及び下水道工事負担金が3.1%の減収です。第4項の国庫支出金として1,003万8,000円は、上之郷未普及地域解消事業の第1工区設計に係る国庫補助金です。こちらにも皆増です。

次に支出です。第1款の資本的支出の決算額は1億6,106万8,217円で、前年度比では4.4%の支出増となりました。この内訳は、第1項の建設改良費として1億855万8,567円は、上之郷未普及地域解消事業、下水道関連工事及び低区配水場整備工事等の増により41.7%の支出増となりました。第2項の償還金として5,250万9,650円は、繰り上げ償還額の減により32.4%の支

出減となっております。

欄外の財源補填の説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,510万5,799円は、過年度損益勘定留保資金807万5,818円、当年度損益勘定留保資金1億341万3,171円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額361万6,810円で補填をいたしました。

5ページをお願いします。

損益計算書でございます。こちらのほうは消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

ただいま御説明させていただきました水道事業収支により、経常利益と特別損失を合わせました当年度純利益は、下から3行目に記しました2,239万4,310円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金は5,876万3,489円となりました。

次の6ページは剰余金計算書になりますので、後ほどお目通しのほどをお願いし、7ページをお願いします。

剰余金処分計算書でございます。損益計算書にて御報告いたしました当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益分の2,239万4,310円を減債積立金に積み立てた後、全額を処分するものでございます。

以降、8、9ページには貸借対照表、10ページ以降には決算の附属書類として決算の概況、建設改良工事の概況、決算明細書等を掲載しております。また、別紙として平成23年度の未収・未払い内訳書を添付しておりますので、あわせてお目通しのほどよろしくをお願いします。

以上で平成23年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の報告を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（谷口鈴男君）

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 植松康祐君。

監査委員（植松康祐君）

それでは御指名をいただきましたので、監査委員といたしまして監査の意見を述べさせていただきます。

平成23年度各会計歳入歳出決算の審査意見について。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成23年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意見を提出いたします。

審査の概要。

審査の対象。平成23年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、平成23年度御嵩町国民健康保険特別

会計歳入歳出決算、平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成23年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成23年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算。

2番目として、審査の期日等では、平成24年8月2日、3日、6日、役場の第2委員会室で行っております。

次に、審査の手続。この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類についてであり、①予算の執行は適正かつ効率的に行われているか、②決算の計数は正確であるか、③財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかを主眼に置いて、関係諸帳簿を調査照合するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果を考慮し、あわせて一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類等により関係職員の説明を聴取するなど、慎重に審査いたしました。

審査の結果。平成23年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

総括としまして、平成23年度における一般会計及び各特別会計の決算状況は、総額で見ると次のとおりであります。決算額は、歳入では113億7,307万7,133円であり、前年度の115億5,575万165円と比べ1億8,267万3,032円の減額（マイナス1.58%）となった。また、歳出決算額は109億162万4,159円であり、前年度の112億2,475万7,611円と比べ3億2,313万3,452円の減額（マイナス2.88%）となる（別表1）。歳入歳出差し引き額は4億7,145万2,974円であり、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,866万7,535円を差し引いた実質収支額は3億4,278万5,439円となりました。

あとは省略させていただきます。

次に、23年度御嵩町水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成23年度御嵩町水道事業会計の決算について審査を終了したので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

審査の概要。

審査の対象は、平成23年度御嵩町水道事業会計決算。

審査の期日等は、平成24年8月6日、役場の第2委員会室で行いました。

審査の手続。審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうか検証するため、会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と

認めたその他の審査手続を、関係職員の説明も聴取し、慎重に審査しました。

審査の結果。審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認められました。

審査の結果の詳細は、以下のとおりであります。

経営状態について。決算の内容を見ると、平成23年度においては、経費節減などの経営努力により2,239万4,310円の純利益が出ております（別表1）。しかし、平成23年度の給水原価は221.44円であり、供給単価218.54円を上回っています。このことから見ると赤字体質とも言えるため、引き続き経費節減等に努められたいと思います。

2. 有収率について。平成23年度の有収率は92.97%であり、前年度の90.53%を2.44ポイント上回った。有収率の下落傾向から一転し、平成21年度から上昇に転じている。主な原因として、夜間流量の監視による漏水の早期発見、修理や石綿管の更新事業などが考えられる。引き続き有収率の向上に努められたい。

3番、実質滞納額について。水道料金の実質滞納額は、平成23年度では1,152万9,020円となっており、平成22年度における1,381万6,911円と比べると減額しています。今後も引き続き未収金の解消に最大限努められたい。

4番、上之郷地区水道未普及地域解消事業について。平成23年度から本格稼働した上之郷地区水道未普及地域解消事業については、事業規模が大きく、歳出においては建設改良費が前年度と比較し大幅に増加。それに伴い、歳入では一般会計、出資金及び国庫補助金が新たに計上されたのを、提出書類により処理されているのを確認しました。今後もコスト削減、有収率の向上など、より効率的な水道事業の経営に努められたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩といたします。

再開時刻は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時16分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

なお、先ほど監査報告の中で金額等につきまして一部報告誤りがございましたが、正式には監査報告書のとおりでございますので、そのように取り計らいをさせていただきますので、御

了解をいただきたいと思ひます。

議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

それでは、議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

冒頭の町長の御挨拶の中でかなり詳しく触れていただいておりますが、ここで再びきちんと説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

赤のインデックス議案つづり 3 ページ及び赤のインデックス資料つづり 1 ページをお願ひしたいと思います。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、議案の表にありますように、お名前が伊左治彪さん、生年月日は昭和20年 9 月18日、御住所は御嵩町中968番地 9 でございます。

伊左治さんにおかれましては、現在、人権擁護委員 2 期目として御活躍をいただいておりますが、その任期が本年12月31日で満了となります。伊左治さんは非常に温厚な方で、識見も高く、資料つづり 1 ページの履歴書中にございますように、教職員としての長い経歴、そして人権擁護委員としての 2 期の相談業務や啓発活動等々の展開、それから御本人が継続して人権擁護委員としての活動を続ける旨の意思を示していただいておりますことを受けまして、ここに推薦につき議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

以上で議案第40号の説明を終わります。

議長（谷口鈴男君）

それでは、補正予算関係に入ります。

議案第41号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

総務課長（寺本公行君）

議案第41号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第 4 号）について説明いたします。

補正予算つづりの 2 枚目、ピンク色の表紙をめくっていただき、1 ページをお願ひいたします。

平成24年度御嵩町の一般会計補正予算（第4号）は、第1条で、歳入歳出予算の総額に1億1,649万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億9,099万6,000円とする旨規定しています。各款項ごとの補正額につきましては、2ページから4ページ掲載の第1表 歳入歳出予算補正によりますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、歳入から説明いたしますので、7ページをお開きください。

款09地方特例交付金248万円の増額は、平成24年度交付額確定によるものです。住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するための交付金であります。

款10地方交付税は、今年度の普通交付税が12億3,147万6,000円で確定したことに伴い、1億947万6,000円を増額します。

款15県支出金、節01農業費補助金は、農業再生協議会補助金を20万円増額計上し、また就農する青年を対象に一定額を給付する事業の財源としての補助金150万円を新たに計上するものであります。

款16財産収入、節01町有土地売却収入77万7,000円の計上は、用地買収した中公民館駐車場用地を一部県などへ売却するものであります。

款18繰入金、項01基金繰入金は、財源調整のため繰り入れを予定していた財政調整基金の繰り入れを全額7,964万9,000円削減するものです。

また、項02特別会計繰入金は、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計に対する平成23年度一般会計繰出金の精算に伴う返還金であります。

款19繰越金は、平成23年度決算における実質収支額が1億8,738万4,000円となり、当初予算との差6,738万4,000円を増額します。

款20諸収入、節08消防費雑入は、8月26日開校しました防災アカデミー受講者のうち、防災士資格取得希望者の受講負担金を町で取りまとめ、日本防災士機構へ一括申請するための受講負担金50万円の計上であります。

次に歳出の説明ですので、9ページをお願いいたします。

最初に人件費については、特別職、一般職、合わせて一般会計全体で1,761万7,000円減額をしています。主に4月の人事異動に伴い、それぞれの予算科目において給料、職員手当等及び共済費を減額または増額しています。詳細は20ページ以降に補正予算給与費明細書を載せておりますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、人件費以外の歳出補正の説明をさせていただきます。

款02総務費、目01一般管理費の節07賃金は、職員の産前産後育児休暇取得に伴う代替措置としての臨時職員を11月から雇用するため、35万2,000円を計上しています。

目04財産管理費の委託料は、役場庁舎の耐震診断調査委託料162万8,000円を新規に計上する

ものです。災害時における防災拠点である役場庁舎を、災害時においてもその機能を失うことなく、非常事態に対処するため、役場庁舎の耐震工事、非常用電源設置工事を来年度以降計画しています。そのための事前調査であります。

目09諸費の過誤納金還付金253万1,000円の増額は、平成23年度福祉医療費助成事業補助金の精算還付金であります。

目13財政調整基金費では、積立金を1億1,023万1,000円新たに計上しております。

目15減債基金費では、新たに1,353万7,000円積み立てを行います。これは臨時財政対策債の元利償還金に関し、普通交付税の基準財政需要額措置額と実際の償還額との差額分を積み立てるものであります。

11ページをお願いいたします。

款03民生費、目05介護保険費における節28繰出金は、平成23年度包括的支援事業費精算に伴う追加交付分57万1,000円を計上し、介護保険特別会計へ支出するものです。

13ページをお願いいたします。

款06農林水産業費、目03農業振興費における補正予算は、イノシシ捕獲に係る謝礼金を節08報償費35万円、比衣地区町民菜園の有害鳥獣対策としての電気柵購入費用を節11需用費で6万2,000円、それぞれ増額するものであります。節19では、農業再生協議会補助金を、全額県支出金を財源とし、20万円増額いたします。また、新規就農者支援事業費補助金を新たに150万円計上しています。この補助金は、農業担い手不足が深刻であり、早期に次世代の担い手育成に着手することが求められていることから、就農を希望する若者に対し行う支援制度であります。全額、県支出金を財源としています。

16ページをお願いいたします。

款09消防費、目04防災費では、JAめぐみの旧上之郷支店耐震調査業務が完了したため、節08報償費で不用額40万円を減額します。次に、節15工事請負費で防災施設整備工事126万5,000円を新たに計上しています。これは、御嵩町内の小・中学校6校の体育館を避難所として開設した際、避難者への情報伝達手段である可児ケーブルテレビ、防災行政無線からの災害情報の収集が避難所内でも円滑に行うことを可能とするためのアンテナ配線工事費などであります。節19の負担金50万円は、歳入予算でも説明しましたが、防災士資格取得試験受講負担金を町で取りまとめ、一括で日本防災士機構へ支払うための予算計上であります。

17ページをお願いいたします。

款10教育費、項03中学校費、目02教育振興費の負担金178万1,000円は、共和中学校に係る普通交付税算定の基準財政需要額確定に伴い、共和中学校一般分担金を増額するものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第42号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第43号 平成24年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 山田徹君。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第42号、第43号について御説明いたします。

初めに、議案第42号 平成24年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の中の薄紫色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,992万6,000円とするものです。

4ページをごらんください。

まず歳入につきましては、繰越金のみですが、前年度収支繰越金が確定し、292万6,000円の増額です。

続いて歳出ですが、初めの諸支出金は一般会計への繰出金138万円の増額ですが、その内訳は、平成23年度の事務費繰出金や保険基盤安定負担金繰出金、そして保健事業繰出金の精算によるものです。

また、次の予備費は、収支見込みによる補正としまして154万6,000円の増額です。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第43号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書、オレンジ色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,363万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,163万5,000円とする。

また、第2項としまして、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ496万4,000円とするものです。

それでは、保険事業勘定から御説明いたしますので、事項別明細書のうち8ページをごらんください。

まず歳入からです。

款03の国庫支出金、款04の支払基金交付金、款05県支出金の中の県負担金は、いずれも平成

23年度介護給付費負担金精算に伴う追加交付による増額補正です。

ページ一番下の財政安定化基金交付金は、県からの介護保険料抑制市町村特別交付金1,123万4,000円の増額補正です。

9ページをお願いいたします。

款06の繰入金は、平成23年度地域支援事業のうち、包括的支援事業（町負担分）に係る一般会計からの繰入金57万1,000円の増額です。

また、款08繰越金は、平成23年度の繰越金確定による390万5,000円の増額補正です。

続いて10ページにまいりまして、歳出でございます。

初めに、款03基金積立金は、歳入部分で御説明いたしました県からの財政安定化基金交付金を全額、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

款04の諸支出金、保険料還付金は、特に過年度特別徴収分の方への還付金10万円の増額です。

また、3段目の繰出金は、平成23年度の介護給付費や事務費、地域支援事業などの町負担分精算に伴う一般会計への繰出金としまして1,244万6,000円の増額です。

款05の地域支援事業費は、全て人件費ですが、特に1番目の報酬は、昨年設立いたしました認知症高齢者の増大に対応するための徘徊高齢者SOSネットワーク運営協議会の委員報酬3万7,000円の増額です。

11ページにまいります。

款06の予備費は、収支見込みによる101万9,000円の増額補正です。

続きまして、介護サービス事業勘定を説明いたします。

17ページをごらんください。

歳入につきましては、平成23年度の収支決算に伴う繰越金はございませんでしたので、3万6,000円の減額補正です。

歳出につきましても、保険事業勘定への繰出金にて財源内訳を調整しておりますが、歳入の同額3万6,000円を予備費において減額計上させていただいております。お目通しのほどよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で議案第42号、第43号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第44号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）について、議案第45号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは私のほうから、議案第44号と議案第45号について御説明いたします。

補正予算書つづりの黄緑色の表紙の1ページをお願いします。

議案第44号 平成24年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正としてそれぞれ5,128万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,428万7,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、3ページをお願いします。第2表 地方債補正として、公共下水道建設事業分を2,700万円増額し、起債の限度額を9,920万円とするものでございます。この起債の方法、利率及び償還方法の変更はございません。

次に5ページをお願いします。

歳入補正から御説明いたします。

款01分担金及び負担金は、目02人件費負担金として、下水道会計職員が上水道事業を兼務するため、水道事業会計から383万3,000円の職員給与負担金を受け取るものでございます。

款06繰越金は、平成23年度決算により2,045万4,000円の増額補正をするものでございます。

次に款08町債では、目01の下水道事業債として、先ほど御説明いたしました公共下水道建設事業分として、下水道工事の工事費の増額により2,700万円の増額補正をするものでございます。

次の6ページでございます。ここからが歳出でございます。

初めに、下水道管理費の目01下水道維持管理費では140万円を増額するものでございます。節02の給料から04の共済費までは、4月の人事異動に伴う増額です。節19の負担金は、上水道事業を兼務する課長給与負担金の減額です。

次に、下水道建設費です。目の01下水道建設費では3,796万3,000円を増額するものでございます。節02の給料から04の共済費までは、同じく人事異動に伴う増減額です。節の15工事請負費の公共下水道費2,800万円と節22補償費の水道移転補償費1,000万円の増額は、社会資本整備総合交付金の下水道事業交付金として内示を受けた国庫補助金の枠内で御嵩城町地区の面整備が実施できる見込みとなったため、増額補正するものでございます。

次に7ページをお願いします。

予備費では、今後の下水道事業に備えるため1,192万4,000円を増額補正としております。

以上で下水道特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、水道事業補正予算（第1号）を説明いたします。

水色表紙の1ページをお願いします。

議案第45号 平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

第1条の総則といたしまして、平成24年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）を定めるというものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出でございます。

収入の第1款水道事業収益のうち、第2項の営業外収益を6万3,000円減額するものでございます。

次の支出につきましては、第1款水道事業費用のうち、第1項の営業費用を144万9,000円増額するものでございます。

次に2ページをお願いします。

資本的収入及び支出であります。

第3条として、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億4,500万円」を「2億3,506万8,000円」に、過年度損益勘定留保資金「1億2,493万2,000円」を「1億1,500万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入としては、第1款の資本的収入の第3項負担金を1,000万円の増額補正とするものです。

次に支出としましては、第1款の資本的支出の第1項建設改良費を6万8,000円の増額補正とするものでございます。

3ページをお願いします。

第4条の債務負担行為につきましては、公営企業会計制度が、借入資本金、補助金で取得した固定資産の償却制度、引当金等の会計基準について昭和41年以来の大改正が行われ、平成26年度予算決算から適用されることとなったため、改正項目ごとの事前準備、対応方法策定に係る支援や会計システムの改修などの新地方公営企業会計制度対応業務委託を平成26年度までの3カ年契約で進めるため、609万円を限度として定めるものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるもので、予算書第7条で定めた職員給与費を441万6,000円の減額補正するものでございます。これは人事異動に伴う増減分でございます。

次の4、5ページは予算実施計画、6ページは資金計画書になります。後ほどお目通しをしていただきまして、9ページ、10ページの予定損益計算書の10ページのほうをお願いします。

下から3行目になります。今回の補正により、今のところの当年度の純損失は52万5,000円を見込んでおります。これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は3,584万4,179円を予定するものでございます。

次に、11ページから13ページは予定貸借対照表となります。後ほどお目通しをしていただきまして、14ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入の部といたしまして、節の3その他の雑収益6万3,000円の減額補正は、課長給与負担金の減額です。

支出の目の4総係費では144万9,000円の増額補正です。節1給料、2手当、4法定福利費は、人事異動に伴う人件費の増減額。節18の委託料は、債務負担行為で説明させていただきました業務の今年度分として210万円を増額補正するものでございます。

次に15ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入の部、節の2工事負担金は、城町地内の下水道面整備工事の追加により1,000万円の増額補正とするものでございます。

支出の目の1建設改良費では6万8,000円の増額補正です。節1給料、節2手当、4法定福利費は、人事異動に伴う人件費の減額。節23負担金は、下水道会計職員が上水道を兼務するため、下水道特別会計へ383万3,000円の負担金を支出するものでございます。

以上で水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第46号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 加藤暢彦君。

企画課長（加藤暢彦君）

それでは、議案第46号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、6級職で55歳以上の職員の給与のうち、現給保障分が減額される開始時期について明確に記載されていなかったため、これを明確にするものでございます。

議案つづりの6ページと資料つづりの2ページをごらんください。

議案第46号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正するというものでございます。

附則第7項中「規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては」を「適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成24年9月1日から適用するもの

でございます。

資料つづりの3ページには新旧対照表がつけてございます。こちらについてお目通しいただければと思っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第47号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 亀井孝年君。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第47号 御嵩町下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案につきましては議案つづりの7ページをお願いします。資料につきましては資料つづりの4ページをお願いします。こちらのほうで説明をさせていただきます。

まず改正の要旨から説明をさせていただきます。

この条例改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う下水道法及び下水道法施行令の一部改正により、公共下水道の構造の技術上の基準について、水処理施設及び雨水吐きに関するものを除いて、政令を参酌して地方公共団体の条例で制定する旨に改正されたことに伴い、下水道法施行令の該当条文を本条例に追加したこと。

また、水質汚濁防止法施行令の改正に伴う下水道法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、御嵩町下水道条例の一部を改正するものでございます。

一部改正の関係法令につきましては抜粋を掲載しましたので、後ほどお目通しをお願いします。

次の新旧対照表をお願いします。5ページでございます。

目次の改正は、下水道法の一部改正による章の追加でございます。

第6条第2号及び第3号の改正は、第20条及び第21条に技術上の基準を追加したことによる改正です。

次の6ページでございます。

第10条第8号、第2項第1号及び第11条第10号の改正は、水質汚濁防止法施行令の改正に伴う下水道法施行令の一部が改正されたことによる1・4-ジオキサンの追加です。

一番下の第4章の追加は、下水道法の一部改正による公共下水道施設に関する構造基準等の追加です。

次の7、8ページをお願いします。

第20条の改正は、下水道法施行令を参酌し、第1号から第5号までは施行令第5条の8の第1号から第5号までの条文を、第6号から次ページ、第10号までは施行令第5条の9の第1号から第5号までの条文を、号の表記は変更したものの、条文はそのまま追加しました。

第21条の改正は、施行令第5条の11で準用する施行令第5条の6の条文をそのまま追加しました。

第22条から第27条及び第6章については、条等の繰り下げによる改正です。

次の9ページをお願いします。

第28条、別表1及び別表2の改正は、条の繰り下げ、字句の修正等に伴う所要の改正です。

議案つづりのほうに戻っていただきまして9ページをお願いします。

附則といたしまして、第1項は、この条例につきましては公布の日から施行しようとするものでございます。第2項は、経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第47号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第48号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案は議案つづりの10ページを、資料は資料つづりの10ページをお願いします。こちらのほうで説明をいたします。

改正の要旨から説明をします。

現在の条例は、御嵩町公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づき、下水道が接続できる土地の所有者等（以下「受益者」という。）に負担金を賦課徴収するもので、その対象となる受益者は、岐阜県の事業認可を受けた排水区域内の土地所有者に限られています。

今回の改正は、排水区域以外の土地であっても、下水道が接続可能な土地（排水区域境界との隣接土地等で、下水道法第24条第1項の区域外流入の許可を受けた土地に限る。）について、地方自治法第224条の規定に基づき、その土地所有者等から排水区域内と同額の分担金を徴収できる旨を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

関係法令につきましては抜粋を掲載しましたので、後ほどお目通しをお願いします。

次の11、12ページの新旧対照表をお願いします。

第1条の改正は、地方自治法第224条の規定に基づく分担金の賦課徴収についての追加でございます。

第2条の改正は、号を追加し、第1号で公共下水道の排水区域の土地を定義し、第2号で区域外流入の土地を定義したことによる改正でございます。

次のページ、第3項の改正は、区域外流入の土地の負担区を、その土地の下水を排除する排水施設が公共下水道に接続する場所をその区域に含む負担区に定義するための追加です。これにより、負担金は公共下水道との負担区と同額の1平方メートル当たり450円等になります。

第4条の改正は、賦課期日等の追加による改正です。

第5条の改正は、賦課対象区域の決定等について、第3項を追加し、区域外流入の区域について規定を追加したことによる改正です。

第6条及び次ページ、13ページの第9条の改正は、前条改正に伴う所要の改正です。

もう一度、議案つづりに戻っていただきまして11ページでございますが、附則といたしまして、この条例につきましては公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第48号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで事務局に答申案を配付させます。

これより議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。お諮りします。本件は、ただいまお手元に配付しました議会の意見として、適任と答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月12日水曜日午前9時より開会いたしますので、よろしくお願いをいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時03分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

